

商品名	
保証会社	○信金ギャランティ株式会社
ご利用いただける方	○契約時年齢が満60歳以上69歳以下の方 ○年金受給者の方（厚生年金、国民年金、共済年金、厚生年金基金） ※当金庫で年金受給契約をされている方（他の金融機関から当金庫へ年金受給口座の変更手続きをされる場合を含む） ○お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業区域内の方 ○暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと。 ○信金ギャランティ(株)の保証が受けられる方 ※信金ギャランティ(株)の保証するカードローンを契約されている方は本商品のお申込みはできません。ただし、本商品による借換の場合を除きます。
お使いみち	○ご自由です。（ただし、事業性資金は除きます）
ご契約期間	○3年（原則、自動更新ですが、ご契約期限前の再審査とさせていただきます） ※満70歳の誕生日月の月末日で新規貸越は停止しますが、毎月の定額返済は通常通りとします。
ご融資形式	○当座貸越
お申込極度額 ご利用限度額	○50万円 ○10万円～50万円（10万円単位） ※ご利用中、途上審査により毎月ご利用限度額の変更を行います。 ※ご利用限度額の変更により、ご返済のみとなる場合がございます。
ご融資利率 （保証料率）	○14.5%（7.5%） ※保証料率をご融資利率に含まれます。
遅延損害金	○年14.6%
ご利用方法	○専用のローンカードが発行されます。 ※ATMでご利用いただけます。
ご返済日	○毎月10日 ※隔月返済は不可
ご返済方法	○毎月10,000円（利息を含む）を返済用預金口座から自動引落としとなります。 ※窓口またはATMによる入金（随時返済）が可能です。
担保・保証人	○不要です。
手数料等	○ご契約時に印紙代200円が必要となります。
徴求書類	○本人確認資料【運転免許証・健康保険証・パスポート・在留カード、特別永住者証明書・住民基本台帳カード（ただし、写真付のものに限る）】のいずれかの写し
その他	○お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9時～17時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。 ※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

商品名

○しんきんシルバーきゃっする

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>) をご覧ください。

商品名	○しんきんシルバーきゃっする
	<p>(1) 現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫